

令和2年度事業計画

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、内外の社会経済活動に深刻な影響が生じており、世界経済においても、戦後最大の危機に直面し、同時に我が国経済も大幅に下押しされ、国難ともいべき厳しい状況下で年度末を迎えた。また、雇用情勢に関しても、厚生労働省では2月の雇用情勢判断を下方修正し、6年9カ月ぶりに「改善」という言葉の使用がなくなるなどの変動が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの企業において、時差出勤及びテレワークの活用等の対応が求められるとともに、雇用調整を行わざるを得ない事業主においては、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする緊急的な施策の活用を希望しており、労務管理と労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対する相談ニーズが急増している。さらに、働き方改革関連法が順次施行される現況にあって、雇用形態にかかわらない多様な働き方への公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金への対応など、企業における労務管理はますます個別的かつ具体的な対応が求められることとなり、社労士業務の必要性と重要性は一層高まるものと考えられる。そのような状況のもと、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、デジタル化に伴う事業環境の急速な変化と新たな局面に対応した社労士モデルを構想しつつ、社労士を取り巻くあらゆる社会経済環境を見据え、社労士制度が更なる発展を遂げるために必要とされる各種施策を講じていくこととする。

まず、デジタル化推進に関する事業については、政府が掲げる事業主の行政手続コスト削減に向けた行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）等の諸施策に適切に対応するため、デジタル化推進本部を中心に都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）と連携し、社労士業界を挙げた取組みを進める。

また、働き方改革推進支援に関する事業については、働き方改革推進本部の活動を軸に、社労士業務としての認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図る。

さらに、業務開発に関する事業については、企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確立するための検討を行うとともに、適正な労務管理に取り組む企業を社労士が認証する制度（社労士診断認証制度）及び

企業がその情報を発信できるサイトの運営を行うことをはじめ、社労士業務の職域拡充に資する事業を実施する。

同時に新たな時代の社会ニーズに適切に応え、社労士制度の更なる発展を実現するため、広範かつ高度な専門知識と職業倫理に裏付けられた労働社会保険諸制度及び人事労務管理の専門家として求められる使命に鑑み、全国社会保険労務士政治連盟と連携して社会保険労務士法改正の実現に向けた取組みを進める。

令和2年度事業計画の全体像

I. 社労士制度 推進に関する 事業

- 1. デジタル化推進に関する事業
- 2. 働き方改革推進支援に関する事業
- 3. 業務開発に関する事業
- 4. グローバル化推進に関する事業
- 5. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業
- 6. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業
- 7. 業務侵害行為の防止に関する事業

II. 資質向上に 関する事業

- 1. 社労士の品位保持に関する事業
- 2. 研修に関する事業

III. 社会貢献に 関する事業

- 1. 街角の年金相談センター運営に関する事業
- 2. 学校教育に関する事業
- 3. 国連グローバル・コンパクト及びSDGsに関する事業
- 4. 成年後見制度への対応に関する事業
- 5. 災害対応に関する事業
- 6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

IV. 行政機関等 との連携に する事業

- 1. 厚生労働省との連携に関する事業
- 2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業
- 3. 内閣府との連携に関する事業
- 4. 総務省との連携に関する事業
- 5. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業
- 6. 国土交通省との連携に関する事業
- 7. 農林水産省との連携に関する事業
- 8. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業
- 9. 関係団体との交流に関する事業

V. 社会保険労 務士法改正に 関する事業

- 社会保険労務士法改正に関する事業

VI. 広報に する事業

- 1. 対外的な広報事業
- 2. 会員に向けた広報事業
- 3. 関係機関・報道機関との連携による広報事業

VII. 各種事業

- 1. 登録等に関する事業
- 2. 社労士試験事務等の実施に関する事業
- 3. 試験科目免除等の講習に関する事業
- 4. リスクマネジメントに関する事業
- 5. SR経営労務センターへの協力等に関する事業
- 6. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業
- 7. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業
- 8. 出版・領布に関する事業
- 9. 福利厚生に関する事業

I. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者としての使命を踏まえ、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

1. デジタル化推進に関する事業

- (1) 「デジタル・ガバメント推進方針」による行政手続の改革の流れについては、多数のシステムが同時並行的に運用されているところであり、各種システムをツールとして如何に適切に駆使していくかが問われている。このような状況を受けて、法人共通認証基盤（ID/パスワード方式）との連携による手続きのオンライン・ワンストップ化、マイナポータルへの集約、政府認定クラウドによる手続自動化構想等に対応していくこととし、デジタル化に対応した社労士業務をサポートするクラウド型プラットフォームの構築に向けた検討を行うこととする。
- (2) 厚生労働省及び関係行政等との連携を強化しつつ、定期協議をはじめ、あらゆる場面を活用し電子申請による手続業務の改善のための積極的な提言等を行うとともに、社労士が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。
- (3) 社労士業務を取り巻くデジタル化に対応するため、新たなビジネスモデル（RPAやAIの活用）などについて検討を行う。
- (4) 社労士事務所、都道府県会及び連合会における情報セキュリティに関するインシデントの未然防止等、情報セキュリティ対策強化を図るため、厚生労働省、個人情報保護委員会及び独立行政法人情報処理推進機構と連携して情報の収集及び周知を行う。
併せて、連合会の情報セキュリティポリシーの見直し及び都道府県会で策定するセキュリティポリシーの在り方及び都道府県会事務局職員向け研修を行う。
- (5) 社労士が個人情報保護に十分対応していることを 국민に発信するため、SRPⅡの認証取得を促進するとともに、SRPⅡ認証制度に情報セキュリティ対策（サイバーセキュリティ対策を含む。）を包括する等の改善策について検討を行う。
- (6) 連合会の取組みを社労士に周知するため、『月刊社労士』への情報掲載、企業におけるデジタル化対応及び社労士の業務についても事業主はじめ広く国民に周知するためのシンポジウムの開催等を行う。

2. 働き方改革推進支援に関する事業

- (1) 社労士による働き方改革推進の支援が促進されるよう、働き方改革関連法及び実務面における対応を軸に、大局的な視点から施策の企画立案を行う。

- (2) 働き方改革の推進における社労士の役割等について、特に中小企業・小規模事業者に向けて情報発信を行うためのフォーラム等を開催する。
- (3) 働き方改革への取組みに向けて、社労士が企業を取り巻く環境と課題及び取組みの全体像を把握したうえで、実務的なノウハウを習得し、個々の企業の実情に応じ、総合的な支援を行う能力を養うこととを目的とした働き方改革実務セミナーについて、実施形態を見直すとともに、内容の一層の充実化を図る。
- (4) 働き方改革と併せて、人材の確保・定着に関する事項についても、企業においては業種・業態・規模を問わず対応が必要となることから、必要な施策が適時に実施されるよう、検討を行う。

3. 業務開発に関する事業

- (1) 企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確立するための検討を行う。
- (2) 経営労務診断については、ノウハウの蓄積によって経営労務診断の付加価値を高めるとともに、利用した企業が適正な労務管理に取り組む企業であることを社労士が認証する制度（社労士診断認証制度）及び企業が情報を発信できるサイトの運営を行う。
また、経営労務診断業務がこれからの社労士業務に付加価値を加え、とりわけ1・2号業務と並ぶ社労士固有の業務としていくため、すべての社労士が診断業務の理論から実践まで学ぶことができる研修を行う。
さらに、経営労務診断の有用性を国民、とりわけ人材確保と働き方改革への対応に苦慮する中小企業に周知するため、各種メディアを活用しつつ、中小企業団体や行政と連携した広告、セミナー、相談会等の広報を行う。
- (3) 労働条件審査については、公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため国・地方自治体等が行った好事例等の情報共有を図り、制度の改善及び普及促進を行う。
- (4) 従前より事業展開を進めている医療・介護・建設・保育業の各分野における業域拡大を目的とした各種施策について、研修内容の質を適切に保ち、各分野の受講修了者の専門性を対外的にPRすることを目的として、標準シラバス及びカリキュラムを策定するなど改善を図るとともに、他の分野についても、政策動向や中小企業・小規模事業者の実態を注視し、事業展開の要否を判断したうえで、検討を行う。

4. グローバル化推進に関する事業

- (1) グローバル社会に求められる社労士業務の開発について、世界労働専門家協会等の国際関係機関との意見交換を踏まえ、国際労務監査基準等の構想を検討する。
- (2) 社労士制度の国際化推進事業として、ILO、ISSA及びJICA等、関係機関との一層の連携を図る。なお、インドネシア共和国における社会保障制度適用促進については、同国政府幹部及び在日本インドネシア大使館とも連携を図り、労働社会保険諸法令の法案整備について強力に支援する。また、これまで関係を深めてきた、ベトナム社会主義共和国、マレーシア等、社労士制度の国際化や導入支援について、強く関心のある国への支援を含めて、検討を行う。
- (3) 外国人材受入れ支援に関して、厚生労働省及び出入国在留管理庁等の行政施策に協力するとともに、社労士が業務として的確に支援していくための施策について検討を行う。また、外国人材を雇用する予定の企業を対象としたセミナーを開催するなど、企業向け支援の方策について検討する。
- (4) 国際機関並びに海外の行政機関及び外郭団体より、日本の社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れやヒアリング要請等があった際には積極的に協力する。

5. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

- (1) 研究プロジェクト「社会保険労務士とCSR」の研究報告に基づき、社労士への労働CSRに関する啓発及び労働CSR導入の重要性の浸透のための取組みについて引き続き検討を行う。
- (2) 大学等の研究機関から、労働社会保険の専門家の立場から社労士へ意見聴取等の協力依頼がある場合は、都道府県会と連携し、積極的に対応する。
- (3) 社労士の学術的知見を共有し、研究成果の対外的発信をするため、引き続き研究会を開催する。
- (4) 社労士及び社労士制度の実勢、活動、取り巻く環境等について、基礎的な情報をデータとして蓄積、統計的に整理し、潜在する様々な課題に取り組むために活用するとともに、現在における社労士及び社労士制度の社会的な位置づけを確認するための資料の一助とするため、「社労士白書」の本年度中の発行を目指し取り組む。
- (5) 社会のニーズを先見し、社労士制度の発展に寄与するための研究テーマを設定し、中・長期的な視野をもって研究を行い、政策提言する。

6. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の利用促進を図るため、解決センターの利用実績を高めるために有効と思料される広報を展開するとともに、利用者が相談からあっせん申立までスムーズに行うことができる環境整備について、全国の解決センターの協力を得て実施する。

また、解決センター未設置都道府県会の設置に向けた活動に対して情報提供を行う等の支援を行う。

7. 業務侵害行為の防止に関する事業

業務侵害行為の撲滅を目指し、都道府県会と連携して業務侵害行為の防止、発生した事案に対する都道府県会の対応に関する支援（告発対応支援等）を行う。

さらに、関係行政との連携による業務侵害行為防止に向けた国民への周知を行う。

II. 資質向上に関する事業

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

1. 社労士の品位保持に関する事業

社労士がその使命を果たすために欠かすことのできない専門家としての職業倫理について、会員の意識を高め、実践していくため職業倫理上の問題の実態把握及び会員への周知を行う。同時に不適切な情報発信への対応として、社労士のホームページ等の検索・指導等の対応を連合会が行うシステムを構築する。

また、綱紀委員会の運営を行うとともに、苦情処理相談窓口設置規程に基づき都道府県会が行う苦情処理の内容を取りまとめ、当該結果を分析し都道府県会と共有を図りながら、都道府県会会則に基づく処分のあり方について検討を行う。

倫理研修については、伝達研修の実施、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供を行うとともに、受講率向上に向けた方策（高齢者、長期疾病患者等に対する措置を含む。）を講じる。

2. 研修に関する事業

これからの中核的業務を意識した新しい業務に関する研修など、社労士の使命を果たすための業務能力を涵養すると共に、専門性の能力担保として外部から評価され得る新たな研修制度の創設について検討を行う。また、社労士研修システムの利用促進、研修大綱の策定及び単位制研修の導入について検討を行う。さらに、地域協議会及び都道府県会が実施する新人研修、分野別研修についても教材をはじめ、必要な情報等を積極的に提供する。

III. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

1. 街角の年金相談センター運営に関する事業

- (1) 日本年金機構との業務委託契約は4期目（11年目）となり、これまで街角センターが培ってきた国民からの信頼をより一層高めるべく、理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」のもと、相談員研修等を充実させ、相談員の対面相談力や質の更なる向上を図るとともに、都道府県会と密に連携し、街角センターに対する自主的な監査を行う等、街角センターの適正かつ円滑な運営を図る。
- (2) 公的年金の制度改正等に迅速かつ、適切に対応するため、日本年金機構をはじめ関係機関との積極的な連携を図る。

2. 学校教育に関する事業

学生の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、引き続き実施都道府県会にテキストを提供する。また、厚生労働省及び文部科学省における社会保障教育に関する取組みの情報収集を行うとともに、都道府県会相互間の情報共有を強化する。

さらに、これまでの実績を可視化するためのPR活動を行う。

3. 国連グローバル・コンパクト及びSDGsに関する事業

平成30年4月に署名した「国連グローバル・コンパクト」及び社労士が関与するSDGsの取組みについて、企業向けフォーラムの開催など普及促進を図るための事業の実施に向けた検討を行う。

4. 成年後見制度への対応に関する事業

高齢化社会において喫緊の課題となっている成年後見制度の利用促進に関する政府の取組みに貢献するため、都道府県会相互間の情報共有を強化するとともに、必要な研修用教材及びチラシ等の提供を行う。

5. 災害対応に関する事業

突発的に発生する自然災害について、被災状況を勘案のうえ適切に対応するとともに、東日本大震災による被災地域の復興支援事業について引き続き協力する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況において、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家の立場から、経営者、従業員及びその家族の方々をはじめとする国民の皆様への社労士の支援が行き届くよう、都道府県会及び関係行政機関等との連携のうえ、必要な施策を講ずる。

6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）に寄せられる社労士の専門分野に関する相談について、解決センター及び都道府県会の総合労働相談所を紹介できるよう連携を図る。

IV. 行政機関等との連携に関する事業

社会保障制度全般に関わる諸課題について、国民の期待に応えるため、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 厚生労働省が働き方改革として進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの諸施策について、積極的に支援する。
- (2) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会及び年金事業管理部会に引き続き委員として参画する。
- (3) 厚生労働省の各種事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業と認めた事業について、都道府県会と連携し、積極的に実施する。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させるため、同機構に設置された運営評議会に引き続き委員として参画する。
- (2) 事業主及び被保険者の意見を反映させ、全国健康保険協会の業務の適正な運営を図るため、同協会に設置された運営委員会に引き続き委員として参画する。
- (3) 社労士業務の円滑な実施に資するため、日本年金機構本部と定例協議を行う。また、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角センターの円滑な運営に資するため、同機構との定例協議等において具体的な実施方法等について協議を行う。

3. 内閣府との連携に関する事業

- (1) 企業主導型保育事業における、事業実施事業者に対する指導・監査業務の一部として、新たに労務部分が加わることも踏まえ、同業務を適切に実施する。
- (2) 企業主導型保育事業、保育士等の処遇改善加算制度等の施策について、周知及び改善に向け積極的に協力する。

4. 総務省との連携に関する事業

- (1) 総務大臣が委嘱する行政相談委員について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。
- (2) 多様な働き方の実現を目的として、テレワークの普及・定着について、総務省等と連携を図り、都道府県会の協力を得て、積極的に推進する。

5. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 経済産業省に設置されている中小企業政策審議会に委員として参画する。
- (2) 社労士による中小企業支援を推進するため、経済産業省及び中小企業庁と連携を図り、都道府県会の協力を得て必要な施策に協力する。
- (3) 中小企業の事業活動を支援するため都道府県会が日本政策金融公庫と連携して実施するセミナーの円滑実施を図るため、当該セミナーに使用するテキストを作成し、都道府県会に配布する。

6. 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が進めている建設業の社会保険加入の徹底及び技術者の更なる賃金上昇等を図るため、建設業社会保険・処遇改善推進連絡協議会及び同協議会ワーキンググループに、引き続き委員として参画するとともに、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、各種施策について協力する。

7. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農作業安全、農業法人等への労災加入促進等にかかる取組みに協力するため、同省に設置された農作業安全確認運動推進会議に委員として参画する。

8. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議等における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

9. 関係団体との交流に関する事業

- (1) 社労士制度に対する理解と協力を求めるため、一般社団法人日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会及び土業関係団体等と積極的に交流を行う。
- (2) 働き方改革への取組みについて、全国中小企業団体中央会、公益社団法人日本医師会をはじめ、各種団体と連携して、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保や労働生産性向上等に向けた具体的な施策を実施する。

10. その他

紛争調整委員会委員、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員等について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

V. 社会保険労務士法改正に関する事業

社会保険労務士法改正については、新たな時代の社会のニーズに適切に応えるため、使命規定の創設など社会保険労務士制度の一層の充実・整備を図る。

VII. 広報に関する事業

連合会及び都道府県会が一丸となり、社労士が働き方改革の担い手であることを発信すること及び“社労士”というブランド力を高めるための活動に取り組み、連合会及び都道府県会共通の広報テーマとして掲げる「人を大切にする企業」づくりの意味とその必要性を社会に浸透させるため、以下の事業を中心とした全国的な広報活動を開展する。

1. 対外的な広報事業

国民に向けた広報事業、社労士制度推進月間、「社労士の日」(12月2日)に実施する広報として、Web、マスメディア、報道機関、関係団体等、あらゆる手段を用いた活動を開展する。

また、連合会が作製する様々な広報ツールを都道府県会と共有し、有効に活用できる方策を検討するとともに、連合会公式SNS等を活用し情報提供を進め、都道府県会の活動状況についても全国的に発信していく。

2. 会員に向けた広報事業

連合会及び都道府県会の取組みの情報を迅速に提供するため、引き続き『月刊社労士』の発行、ホームページ及びメールマガジンの運営を行う。特に、連合会が主体的に情報発信できる媒体であるメールマガジンについては、読者登録勧奨を積極的に行う。

3. 関係機関・報道機関との連携による広報事業

関係省庁、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、社労士のPRを図る。また、プレスリリースの発信のみならず、様々な情報発信の機会を増やし、マスメディアとの接触を積極的に行う。

VII. 各種事業

上記 I ~ VIの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

1. 登録等に関する事業

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）の届出事務等について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

- (1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施するとともに、受験者・受講者数の変化に合わせて、安定した運営が図られるよう、必要に応じて検討を行う。
- (2) 社労士試験受験者の利便性向上及び試験事務の効率化を図るため、その仕組み等についてさらに検討し、早期の実現に向けて取り組む。
- (3) 特別研修修了者等を対象に、教材の提供等を行う。

3. 試験科目免除等の講習に関する事業

社労士試験に関する試験科目免除のための社労士試験科目免除指定講習を適正に実施する。また、社労士試験合格者が社労士となるために必要な2年間の実務経験に代わる労働社会保険諸法令関係事務指定講習を適正に実施する。

4. リスクマネジメントに関する事業

連合会、都道府県会が運営する各種の事業及び社労士事務所の運営について、自然災害、情報漏えい、訴訟対応等様々なリスクについて、リスクアセスメントを実施し、規定・マニュアル等の整備、設備・システムの導入、損害保険への加入等の必要な対応を行う。

5. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

6. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けた取組みを推進するとともに、引受保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスとの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。

また、業務災害や職場におけるハラスマント等、社労士の業務分野と密接に関わる法律上の使用者賠償責任を補償するため導入した使用者賠償責任保険については、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組みを行う。

7. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行うとともに、今後のあり方を検討する。

8. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳を頒布する。

9. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直しや商品の追加等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て事業を行う。

10. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。